

小国町議会有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小国町議会有料広告掲載の取扱いに関する規程第4条に掲げる掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次のいずれかとする。

小国町議会だより

議会だよりは、小国町議会だより発行規程（昭和59年小国町議会訓令第1号）

第3条の規定により、毎年1月、4月、7月及び10月に発行する。

モノクロページへの掲載とし、

- (1) 1種広告 左右87ミリメートル天地53ミリメートル
- (2) 2種広告 左右178.5ミリメートル天地53ミリメートル
- (3) 3種広告 左右178.5ミリメートル天地115ミリメートル

2 広告の掲載位置は、議長が決定する。

(広告の掲載料金)

第3条 広告の掲載料金は、1回当たり次のとおりとする。

小国町議会だより

- (1) 1種広告 6,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 2種広告 10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 3種広告 30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(広告内容)

第4条 広告のデザイン及び内容等は、広告媒体のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(広告原稿の作成)

第5条 広告原稿は、議会が指定する方法により広告主の負担で作成し、掲載を希望する発行月の前月1日までに、提出するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。